

せいかつ ほ ご 生活保護について



このしおりは生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。お気軽に生活福祉課におたずねください。

お聞きした内容を、他の人へ話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

せいかつ ほご 生活保護とは

だれ びょうき けが こうれい しょう りべつ しべつなど げんいん
誰でも病気や怪我、高齢や障がい、離別や死別等が原因で、どんなに努力しても

せいかつ こま
生活に困ることがあります。

せいかつ ほご きゅうよ ねんきん てあてなど しゅうにゅう くに さだ さいていせいかつひ したまわ じぶん
生活保護とは、給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分

のしさん ほか せいと かつよう せいかつ いじ せたい たい にっほんこくけんぽう
の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法

だい じょう りねん もと くに けんこう ぶんかてき さいていげんと せいかつ ほしょう じりつ
第25条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立

した生活が送れるように支援することを目的とした制度です。

せいかつ ほご こま ほんにんなど しんせい かいし げんそく せいかつ
生活保護は、困っているご本人等からの申請で開始し、原則として、生活をともに

しているせたい たんい てきよう
世帯を単位として適用します。

せたい せいかつ ほご しゅうにゅう くに さだ せいかつひ きじゅん さいていせいかつひ くら
世帯のすべての収入と、国が定めた「生活費の基準（最低生活費）」と比べ、

ほご ひつよう き
保護が必要かどうか決まります。

せいかつ ほご しんせい こくみん けんり そつだん
生活保護の申請は国民の権利です。ためらわずにご相談ください。

相談から決定までの流れ

相談

まずご相談ください。相談員との面接の中でご家庭の事情や状況を詳しくお聞きします。また、生活保護制度について説明をさせていただき、他の社会保障制度が活用できる場合には、そちらを優先してご案内します。

申請

生活保護は保護を受ける本人、その扶養義務者またはその他の同居の親族が福祉事務所（生活福祉課）に申請できます。また、一人暮らしで入院している等本人が申請できない時は病院等の連絡により実態調査をし、生活保護を開始する場合があります。

調査

生活保護の申請後は福祉事務所（生活福祉課）の担当員（ケースワーカー）が、ご自宅に訪問し必要な調査をします。この調査をもとに生活保護を開始すべきかどうかの決定を行いますので調査にはご協力ください。

決定

生活保護を受けられるかどうかは、申請受理後、調査等を踏まえ、原則14日以内（特別な場合30日以内）に決定します。

生活保護を受けるにあたって

つぎの①～④を活用しても最低限度の生活を維持できない場合に、その足りない部分
は生活保護で補われます。

① 働ける方は能力に応じて働く。

病気等で働けない方は、医療機関等を利用しながら、可能な範囲で能力を活用
してください。

② 資産（土地・家・自動車・現金・預貯金・生命保険・貴金属等）の活用

土地・家・自動車・預貯金・生命保険・高価な貴金属等の活用が可能な資産は、
売却して生活費に充てていただくことがあります。

ただし、個別の事情により保有が認められる場合もあります。

③ その他の制度の活用

年金や手当等、その他の制度で給付を受けられるものは活用していただきます。

④ 親子、兄弟等からの支援・仕送り等の援助

親、子ども、兄弟姉妹等民法上の扶養義務がある方から援助を受けることができる
場合は受けてください。申請後に親族の状況に応じて手紙で連絡します。

ただし、親族の扶養は可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいるこ

とで生活保護が受けられないということではありません。

(DVや虐待など特別な事情がある場合はご相談ください。)

生活保護の内容

生活保護には以下の種類があり、必要に応じた援助が受けられます。

生活扶助

食費・衣料費・光熱水費等の

基本的生活費

教育扶助

中学校卒業までに必要な学用品代・

給食費・教材費・通学交通費等

住宅扶助

家賃・地代・敷金・更新料

火災保険料・保証料等

出産扶助

出産のために必要な費用

※入院助産が優先

医療扶助

病院で治療をするために必要な費用

生業扶助

就労するための技術を身につける

費用や高校等の就学費用

介護扶助

介護サービスを受けるために

必要な費用

葬祭扶助

葬祭に必要な費用

その他、固定資産税や住民税の免除、国民年金保険料の免除、放送受信料の免除、都営

交通無料乗車券の交付等を受けることができます。

生活保護のしくみ

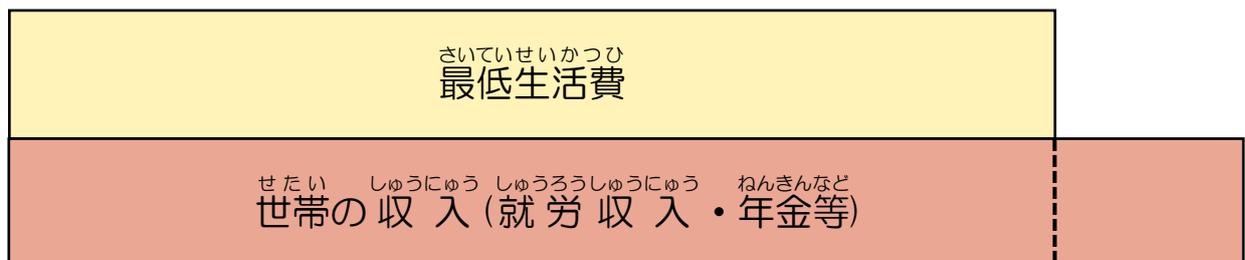
国が定める基準生活費と収入を比較して、最低生活費に満たない不足分を生活保護費として支給します。下記の1のように、最低生活費に対し世帯の収入が不足する場合、生活保護で不足部分を補います。

また、下記の2のように、自分で得られる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護を受けることができません。

1 生活保護を受けられる場合



2 生活保護を受けられない場合(申請却下)



生活保護を受ける方の権利と義務

権利（保障されていること）

- 正当な理由があれば、保護費が減額されること、保護を受けられなくなることはありません。
- すでに受けた保護費または保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

義務（守っていただくこと）

- 生活の向上に向けた努力をする

働ける方はその能力に応じて働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気等で働けない方は、病院の受診等を優先し、可能な範囲で努めてください。

- 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、給食費や教材費等の学用品はそれぞれの使い道のために支給しています。滞納等がないようにしてください。

- 福祉事務所からの指示・指導を守る

生活保護を利用するための必要な指示・指導を受けた場合は、これを守らなければなりません。状況把握のため、職員が家庭訪問した際、正当な理由なく拒むことはできません。

- 生活保護に必要な届け出を行う

申告等に基づいて生活保護費を決定するため、世帯員の収入や生活の状況に変化があった場合は速やかに届け出てください。

も しりょう お持ちいただきたい資料

しりょう 資料がなくても そうだん かのう 相談は可能です。

<input type="checkbox"/>	けんこうほけんなど かにゅう かにゅう 健康保険等に加入している方	かにゅう こくみんけんこうひほけんしゃしょうなど 加入している国民健康被保険者証等
<input type="checkbox"/>	ぎんこうこうざ も かにゅう 銀行口座をお持ちの方	せたいぜんいん ぎんこう つうちょう さいきん とりひき 世帯全員の銀行の通帳（最近の取引がわかるもの）
<input type="checkbox"/>	アパート等 の しゃくや す かにゅう 借家にお住まいの方	ちんたいしゃくけいやくしょ 賃貸借契約書
<input type="checkbox"/>	せいめいほけん かにゅう かにゅう 生命保険に加入している方	せいめいほけん がくしほけんなど しょうしょ 生命保険や学資保険等の証書
<input type="checkbox"/>	はたら かにゅう はたら かにゅう 働いている方（働いていた方）	さいきん げつぶん きゅうよめいさいしょ 最近3か月分の給与明細書
<input type="checkbox"/>	ねんきん てあて じゅきゅう かにゅう 年金や手当を受給している方	ねんきんかいていつうちしょなど がく 年金改定通知書等の額がわかるもの
<input type="checkbox"/>	がいこくじん かにゅう 外国人の方	ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょなど 在留カードまたは特別永住者証明書等
<input type="checkbox"/>	かくしゅてちよう も かにゅう 各種手帳をお持ちの方	しょうがいしゃてちよう ぼ してちようなど 障害者手帳・母子手帳等

そうだん ないよう じょうきしりょういがい ついか も ばあい 相談の内容により、上記資料以外のものを追加でお持ちいただく場合があります。

と あ そうだんさき 問い合わせ・相談先

あらかわくふくしじむしょ あらかわくやくしょ せいかつふくしか ほ こ そうだんかかり
荒川区福祉事務所（荒川区役所 生活福祉課保護相談係）

あらかわくあらかわ かい ばんまどぐち
荒川区荒川2-2-3 1階 ⑧番窓口

☎03-3802-3111 ないせん 内線 2631・2632